### 令和3年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和3年2月26日(金) 午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和3年門真市議会議案第2号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について」に関する意見

聴取について)

日程第4 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)

日程第5 承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和3年度教育費当初予算の見積り申出について)

日程第6 議案第1号 門真市教育振興基本計画の策定について

日程第7 議案第2号 文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術

推進基本計画の策定に伴う意見聴取について

日程第8 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

#### 出席委員

教育長久木元秀平教育長職務代理者長澤信之委員土川好子委員髙橋元

事務局出席職員

副教育長邊田教育部長満永誠一教育部次長中野康宏教育部総括参事鈴木貴雄

教育部教育総務課長十河 大輔教育部教育企画課長渡辺 廣大教育部学校教育課長向井 祐樹教育部学校教育課参事川谷 直毅

教育部学校教育課参事

兼教育センター長 植原 宏仁

市民文化部生涯学習課長

久木元教育長 開会宣告 午後1時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 土川 好子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和3年門真市議会議案第2号「門真市地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規 定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正 について」に関する意見聴取について)

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところでありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

2ページから3ページをご覧願います。

本件につきましては、市長に権限を移管する根拠条例である「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項の規定に基づく 職務権限の特例に関する条例」の一部改正を門真市議会が議決するにあたり、「地方公共団体の議会は、本条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されている同法律第23条2項の規定に基づき、門真市議会議長から意見聴取があったため、同意する旨を回答するものです。

議案書4ページをご覧願います。

令和3年4月1日付けで門真市立文化会館を廃止することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務から同会館の設置、管理及び廃止に関することを削るにつき、所要の改正を行っております。

なお、附則といたしまして、施行日を令和3年4月1日として おります。

[全委員異議なく、承認]

日程第4

承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度教育費補正予算の見積り申出について) 説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところでありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

歳入についてであります。

6ページをご覧願います。

款:国庫支出金・項:国庫補助金・目:教育費国庫補助金140万2千円の追加は、GIGAスクール構想推進事業について、「障がいのある児童生徒のための入出力支援装置の整備」に係る公立学校情報機器整備費補助金の追加内示があったため、同補助金を計上しております。

### [全委員異議なく、承認]

日程第5

承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度教育費当初予算の見積り申出につい て)

説明者 満永教育部長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところでありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。

なお、本教育関係予算には、市長部局へ補助執行している、幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

令和3年度当初予算は一般財源の収支改善の取組みにより、対前年度1億3,677万3千円減ではあるものの、28億6,477万8千円となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育費国庫補助金、教育債等の減額により、対前年度2億2,987万4千円減の3億8,438万6千円となっております。

それでは、令和2年度の教育費当初予算の内容につきまして、 議案書9ページから10ページの歳出をご覧願います。

- 1項.教育総務費に関しまして、(1)教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。
- (2)事務局費は、新学校建設に向けた具体的な議論を行うため、施設計画についてワークショップ形式で検討を開始するとともに、用地測量業務等の各種調査を行う学校適正配置推進事業、GIGA スクール構想推進事業等に対する事業等に係る経費を計上しております。
- (3)教育振興費は、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業、学力調査推進事業、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業等に係る経費を計上しております。

- (4)人権教育推進費は、人権教育推進支援事業に係る経費を 計上しております。
- (5)教育センター費は、適応指導教室等運営事業及び、学力 向上を図るため、学力調査分析、キャリア教育推進研究、先進校 訪問を行う学力向上事業に係る経費を計上しております。

次に、2項.小学校費(1)学校管理費は、小学校施設整備事業、10ページの給食運営事業、学校予算配当事業等に係る経費を計上しております。

小学校施設整備事業としては、小学校の空調設備の入替のためのリース料、大和田小学校、上野口小学校のトイレ改修工事の経費を計上しております。

次に、10ページをご覧願います。

3項. 中学校費(1)学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業に加え、水泳授業民間活力導入検討事業を計上しております。

(2) 学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項. 幼稚園費(1)幼稚園管理費につきましては、公立幼稚園の運営にかかる費用を計上しております。

(2)教育振興費は、保育所等給食費補助事業のうち幼稚園関係に係る経費等を計上しております。

次に、5項. 社会教育費(1)社会教育総務費につきましては、 社会教育振興事業に係る経費を計上しております。

(2) 青少年費は、子どもの安全見守り事業、成人祭事業、め ざせ世界へはばたけ事業、地域学校協働本部事業等に係る経費を 計上しております。

次に、6項.保健体育費(1)保健体育総務費につきましては、 学校保健事業、学校体育施設開放事業等に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。

議案書8ページをご覧願います。

1項. 教育費負担金 (1)教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、2項. 教育使用料 (1)教育使用料は、幼稚園使用料、 学校施設設備使用料が主な内容となっております。 次に、3項. 国庫負担金 (1) 教育費国庫負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、4項. 国庫補助金(1)教育費国庫補助金は、大和田小学校、上野口小学校のトイレ改修工事の交付金、GIGA スクール構想推進事業実施に伴う公立学校情報機器整備費補助金が主な内容となっております。

次に、5項. 府負担金(1)教育費府負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、6項. 府補助金(1)民生費府補助金は、子どもの貧困 緊急対策事業費補助金に係る経費を計上しております。

次に(2)教育費府補助金は、総合相談事業交付金、教育コミュニティづくり推進事業費補助金が主な内容となっております。

次に、7項. 基金繰入金(1)教育振興基金繰入金は、学校適 正配置推進事業、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業に充 当するための経費を計上しております。

次に、8項.諸収入 (1)日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、令和3年度は0となっております。

次に、9項. 雑入 (1) 雑入は、給食用廃油売却代金、賠償 保険金、給食棟設備等使用料等が主な内容となっております。

次に、10項. 市債 (1) 教育債は、大和田小学校、門真小学校における給食棟空調整備設置工事及び、大和田小学校、上野口小学校におけるトイレ改修工事に伴う教育債が主な内容となっております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。

11ページから12ページをご覧願います。

英語教育活動派遣業務委託(9)、小学校空調設備改修事業、海外派遣研修業務委託(10)等、全6件について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

続きまして、地方債についてでございます。

13ページをご覧願います。

学校教育施設等整備につきまして、主に小学校におけるトイレ改修工事及び給食棟空調整備工事を実施することに伴い、限度額、起債の方法等を定めるものであります。

### [全委員異議なく、承認]

日程第6

議案第1号 門真市教育振興基本計画の策定について 説明者 渡辺教育企画課長

本件につきましては、平成28年に策定いたしました同計画について、教育を取り巻く現状を踏まえた今後5年間の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものとして策定するものでございます。

本計画につきましては、第1回定例会において、計画(案)に 対する意見募集の結果をご報告させていただきましたが、いただ いたご意見の内容のみの報告でしたので、それに対する市の考え 方について説明をさせていただきます。

別添、「門真市教育振興基本計画(案)に対する意見募集結果について」をご覧願います。

2ページの右側部分に市の考え方を記載しておりますが、意見でいただいた内容につきましては、計画案においても趣旨を同じくしているところであり、意見を受けての計画の修正はございません。

また、計画の策定にあたりましては、令和2年8月以降、学識経験者、保護者の代表、市立学校長、学校教員で構成される策定委員会を合計4回にわたり開催し、計画の内容について熱心にご議論をしていただきました。その結果を踏まえて第4回会議において答申をいただき、3ページに答申書を添付しております。

計画案につきましては、冊子の資料でございます。計画案の内容につきましては、第1回定例会においてご説明させていただいた通りでございます。

これまでの検討経過を踏まえ、この度、「門真市教育振興基本計画」を成案とし、本教育委員会定例会に議案として上程させていただくものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第2号 文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文

化芸術推進基本計画の策定に伴う意見聴取について 説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、市長に権限が移管されている文化に関することではありますが、「特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定された文化芸術基本法第7条の2第2号に基づき、市長より意見聴取があったため、同意するものであります。

計画の内容につきましては、市民文化部生涯学習課長よりご説明いただきます。

久木元教育長: それでは、門真市教育委員会会議規則 第21条第2項に基づき 市民文化部生涯学習課長に出席していただいておりますので、ご 説明お願いいたします。

隈元生涯学習課長: 別添、門真市文化芸術推進基本計画(素案)をご覧願います。

本計画を策定するにあたり、文化芸術基本法第7条の2におきまして、特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委委員会の意見を聴かなければならないと、規定されていることから本日の議案として上程したところであります。

本計画は、これまでの提案型の文化芸術事業ではなく、市と市民とが協働で取り組んでいく門真市文化芸術振興基本方針を踏まえ、国の文化芸術に関する法律の改正を機に、門真市文化芸術推進条例を改正し、新たに協働と共創を取り組みによる文化芸術の様々な課題解決の視点として、今後10年間の指針として本計画を策定するものであります。

計画素案に対するパブリックコメントを令和3年1月15日から2月5日まで実施し、1月20日開催の門真市文化芸術推進審議会とその後に開催された文化フォーラムをパブコメの一環として位置づけ意見を求め、合計8件の意見をいただきました。

パブリックコメントでの意見の踏まえた本計画の内容につきましては、市長のあいさつ、目次、3ページには、計画の策定にあたって新型コロナウイルスの影響について、4ページには、計画のイメージとして協働と共創で取り組みについて、5ページから

は、市民の声を反映した柱について概略図全体を記載しております。

7ページには、計画の概要、9ページには、なぜ計画をつくるのか、11ページからは本市における計画の位置づけや文化芸術活動の課題、計画ができるまでに関して記載しております。

18ページには、本市のトピックスである関西フィルハーモニー管弦楽団との協定と、(仮称) 門真市生涯学習複合施設の建設に関する事例を掲載しております。

19ページからは、計画本編となり、庁内の検討委員会や市民100 人会議からの意見や市民アンケートの回答から見えた6つの計画 の視点を、24ページからは、基本方針となる4つの柱と基本方針 を、29ページからは、各基本方針に対する具体的な施策の例を、 31ページには、計画のスケジュールを記載しております。

32ページ以降は、資料編として、国の動向や本市の現状と時代の潮流などの背景、本市の文化芸術のあゆみ、計画の策定過程を表にしたものや市民100人会議の概要、本計画の実施に向けての実験的な取り組みであるパイロットプロジェクト、市民アンケートの概要、門真市文化芸術推進審議会、庁内検討委員会の名簿、審議会に対する諮問書と市への答申書、門真市文化芸術推進条例を記載しております。

なお、本日の意見を踏まえた最終案については、3月12日開催の門真市文化芸術推進審議会で審議し、答申をいただく予定あります。

「全委員異議なく、可決」

# 日程第8 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答と なる旨説明があった。

番号1 門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針(案) に係るパブリックコメントの実施について

説明者 渡辺教育企画課長

諸報告資料1ページをご覧願います。

この度、門真の子どもたちにとって、より良い教育環境の実現に向けたこれからの学校づくりの具体的な方針を示す「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」を策定するにあたり、広く市民の意見を募集するために、パブリックコメントを実施するものでございます。

意見募集の期間といたしましては、令和3年2月22日(月)~3月15日(月)の間を設定しております。

実施方法については、HPでの受付に加え、公共施設等に意見箱を設置することに加え、実施方針の中で具体的に対象となっている校区の小中学校にも意見箱を設置しております。

次に、実施方針(案)について、ご説明させていただきます。 まず、策定の背景ですが、門真市の学校適正配置事業について は、これまで3次にわたり取り組んでまいりました。第3次の適 正配置実施方針から10年以上経過し、教育内容は大きく変化して います。 また、門真市における子どもの人口は減少傾向にあり、 学校によっては単学級になるなど、これまでの規模を維持した教 育の展開が難しい状況にもあります。加えて、高度経済成長期に 建設された学校は、既に築40年以上経過しており、大規模改修・ 建替を進める必要性が高まっています。このように、子どもたち

を取り巻く環境や教育内容は大きく変化しており、この変化にしっかりと対応していくためには、従来の学校のあり方から大きく

これからの門真の学校のあり方を検討するべく、令和元年度には、第4次門真市学校適正配置審議会を開催し、昨年2月に答申がなされました。これらの状況の変化と、答申の内容を再度検討し、教育委員会として市全域の学校を対象に、今後どのように進めるかの方向性を示すための実施方針案をまとめたところです。

それでは、本計画内の主な項目をご説明させていただきますので、別紙「門真市のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針案」をご覧ください。

まず、1ページから2ページの第1章では、先ほどご説明させていただきました、本計画を策定する背景や目的等について記載しております。次に、3ページでは、これまでの門真の学校配置の経緯を、4ページから9ページでは現在の門真市の学校の現状をまとめています。

変わらなければならない時が来ています。

10ページからは第2章として実施方針を掲載しています。10ページには、これからの学校づくりは、子どもたちが学ぶ学校を創ることのみならず、門真市のまちづくりとしての観点をもって学校づくりに取り組むことについて記載しています。11ページから14ページには、門真のめざす教育とこれからの学校づくりの考え方、小中一貫教育について、記載しています。15ページには、具体的な学校配置を検討するにあたっての基本的な考え方と視点を記載しています。

16ページ以降には今後の具体的な方針として3つの方針を掲げています。

17ページ、18ページには、方針1として第四中学校校区の再編 として、隣接した脇田小学校、第四中学校の敷地を活用し、脇田 小学校、砂子小学校、第四中学校を統合した施設一体型の小中一 貫校の設置、スケジュールとして、令和7年に校舎の完成を目指す 旨等について記載しております。19ページ、20ページには、方針 2として第五中学校校区の再編について方向性1として、四宮小 学校と北巣本小学校を統合した学校の配置、スケジュールとして、 令和9年に校舎の完成を目指す旨等について記載しております。 方向性2として、東小学校から2つの中学校に分かれて進学する現 状について、学校や保護者、地域の関係者等の意見を伺いながら、 検討を進めることについて記載しております。21ページ~24ペー ジには、方針3としてその他の中学校校区の学校づくりに向けて、 方針を記載しています。21ページ、22ページには、第二中学校校 区について、第三次実施方針の中で盛り込まれている、上野口小 学校と大和田小学校の統合についての考え方を記載するとともに、 23ページ、24ページには、第三中学校校区、第七中学校校、門真 はすはな中学校校区について、これから大規模なまちづくりが見 込まれることもあり、今後の推移を注視しながら、改めて検討の 場を設けること等について記載しています。

以上、誠に簡単ではございますが、実施方針案のご説明とさせていただきます。

なお、募集期間中に出された意見につきましては、3月の教育 委員会定例会にてご報告させていただくとともに、意見を踏まえ 必要に応じ修正した最終案につきましても議案として上程させて いただく予定ですので宜しくお願いいたします。 番号2 令和3年度当初教職員数の見通し等について 説明者 川谷学校教育課参事

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の153学級から3学級減の150学級となっております。支援学級については、今年度から1学級増の69学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め6名の減少を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の69学級から2学級減の67学級を見込んでおります。支援学級については、今年度から増減なしの29学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め5名の減少を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校に おきましては、今年度の定数内講師の退職23名、定年退職1名、 普通退職3名による退職予定者が27名となっております。

なお、新規採用教員については5名の配置予定となっており、 欠員補充講師については、現時点で23名の任用を予定しております。

なお、来年度より実施されます国の定数扱いでの小学2年における35人学級ですが、対象となる学校は1校の見込みでございます。

中学校につきましては、定数内講師の退職33名、定年退職2名、 普通退職0名による退職予定者が35名となっております。

新規採用教員については6名の配置予定となっており、欠員補 充講師については、現時点で31名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。例えば、学校によっては1学級の児童生徒数が40名、41名というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確 定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきま して、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

番号3 教員の不祥事について

説明者 満永教育部長

まず、元門真市立小学校講師が令和元年に児童に対するわいせつ行為で逮捕・起訴された件ですが、本年1月25日の大阪地裁判決にて懲役5年6ヶ月の実刑判決を言い渡されました。被害に遭われた方々へ深くお詫び申し上げます。

そのような中、本年2月8日に門真市立中学校講師が、令和2年11月中旬、門真市内の路上におきまして、9歳の女児に道を尋ね、体を複数回触った疑いで逮捕されました。

本事件の経緯といたしましては、当該講師が、1月20日に警察に任意同行を受け、上記事案についての事情聴取を受けております。その後、教育委員会も4回に渡って本人から事情を聴きいておりますが、容疑を否認しており、今後の動向を注視しながら、任命権者である大阪府教委員会と協議し、処分の可否も含めて、検討していく所存であります。

当該講師の行為が事実であるとすれば、学校教育に携わる公立 学校教員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為で あり、その職の信用を著しく失墜するものであります。また、児 童、保護者の方々へ多大なる不安を与え、社会的影響も非常に大 きいものであり、言葉もございません。

このような事件により、子どもや保護者の方々、市民の皆様方には多大なるご迷惑やご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げるとともに、全教職員に対し改めて服務規律遵守についての徹底と浸透を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

# 一すべての報告が終了一

長澤教育長職務代理者: 適正配置のパブコメの件ですけれども、先日大和田小の保護者 から電話があり、統合がどうなったか聞かれ、先送りだとういう 会話で終わったんです。今回これを見ていましたら提言3、4に 関わる学校に意見箱を置くことになっていませんね。

これからまだ何年か先にも、統配合はあちこちで続くと思います。提言の中にある学校には置くようにしてほしいという要望です。例えばなぜ脇田に置いて大和田には置いてないか、大和田も挙がっているではないかとなりかねませんので、前に話題に上がった学校の保護者は気にはしています。要望です。

久木元教育長 閉会宣言 午後2時07分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

署名委員 土川 好子